

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 白 寿 院

1. 事業所の概要

名 称：新田塚介護相談センター
所 在 地：福井市新田塚 1 丁目 4 2 番 1 号
電話番号：(0776)22-6587 番
郵便番号：910-0067
指定番号：1870100623 [居宅介護支援事業]

職員体制：主任ケアマネジャー(1名)・ケアマネジャー(2名以上)

営業時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
土曜日 午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分
尚、日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日は休業します。
上記以外は、転送電話にて 24 時間対応できます。
その時の連絡は、電話番号[非通知]で行います。

実施地域：通常は、明新・西藤島・河合・森田・日新・春山・松本・宝永・順化の 9 地区

2. 提供できるサービス内容

- ①要介護認定の申請代行
- ②居宅サービス計画作成
- ③居宅サービス及び施設サービス事業所に関する情報提供、利用料概算
- ④かかりつけ医、医療機関、居宅サービス事業所等との情報共有・連絡調整
- ⑤給付管理票作成（提供を受けた居宅サービスの管理票、国保連に提出）

3. サービスの利用方法

- 利用開始：(1)電話か直接事業所に来て[ケアマネジャー]と面談の上、利用時期等を決め【利用契約書】を取り交わします。また、自宅へ訪問する場合も同じです。
(2)利用状況によっては、契約できない場合があります。
その時は、他の事業所を紹介します。
(3)必要に応じて、要介護認定申請代行を行い、利用者が介護保険サービスを受けるための手続きをします。
(4)利用者の意向を踏まえ、複数の居宅サービス事業所を提示した上でかかりつけ医、居宅サービス事業所等との連絡調整を行い、公正中立に居宅サービス計画を作成し、利用者の同意を得た上で主治の医師等関係者へ交付します。
(5)居宅サービス計画が確実に実施されるよう、継続的に管理を行います。
(6)利用者が、入院する必要がある場合は、ケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前協力を求めます。
(7)毎月、利用者に係る介護保険サービスの給付管理業務を行い、給付管理票を福井県国民健康保険連合会（国保連）に提出します。
- 利用終了：(1)利用者の都合で終了する場合は、文書等で、終了を希望する日の 30 日前までに事業所に提出していただきます。
(2)事業所の都合で終了する場合は、一定の期間において文書等で通知します。
(3)要介護認定で自立または要支援と認定された場合は、終了となります。
(4)職員や他の利用者に対して、背信行為を行った場合は、終了となります。
(5)介護保険施設等に入所又は入院した場合は、終了となります。

4. サービスの利用料金

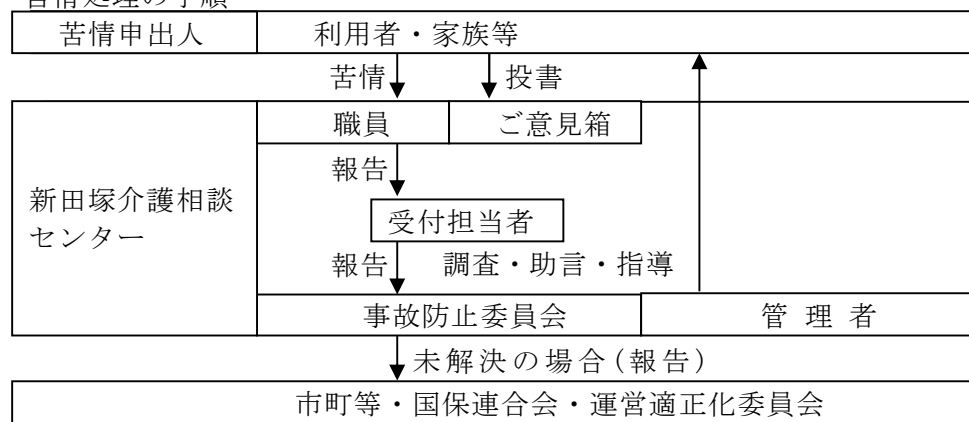
介護保険から全額給付されるため、原則は無料です。

5. サービス提供上で必要な対応方法

- (1) 公正中立性の確保を図る観点から、求めに応じ、複数の居宅サービス事業所を紹介します。さらに、居宅サービス計画案に依る事業所を選定した理由も説明いたします。
- (2) 当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。
- (3) 虐待防止については、虐待を受けた利用者を発見した場合、速やかに福井市に報告します。
- (4) 事故対応については、万が一事故が発生した場合、福井市・利用者及びその家族に連絡いたします。
- (5) 事業者のサービス内容について苦情・相談・意見があれば下記のところにて承ります。

- ・ 事業所における苦情の窓口〔1階 事務室〕
- ・ ご意見箱 〔1階 玄関〕
- ・ 行政機関の苦情受付〔福井市介護保険課 (0776)20-5715〕
〔福井県国民健康保険団体連合会 (0776)57-1614〕
〔福井県運営適正化委員会 (0776)24-2347〕

・ 苦情処理の手順



6. その他運営に関する重要事項

介護支援専門員実務研修における実習に協力する体制があります。

以上、居宅介護支援事業所の利用にあたり、利用者[又は家族等]に対して、利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日 [事業者] 住 所 福井市新田塚 1 丁目 4 2 番 1 号

名 称 新田塚介護相談センター

説明者

以上、利用契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援事業所の利用についての重要な事項の説明を受けました。

年 月 日 [利用者] 住 所

氏 名

年 月 日 [家族等] ☐ 家族 ☐ 成年後見人 ※いずれかにレ印

住 所

氏 名

続 柄

平成 12 年 4 月 1 日 制定
2021 年 4 月 1 日 改訂
2025 年 4 月 1 日 改訂